

平成30年12月11日

魚沼市議会議長 森 島 守 人 様

総務委員会

委員長 渡 辺 一 美

総務委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 閉会中の所管事務等の調査について
(2) 所管事務調査について
(3) その他

- 2 調査の経過 12月11日に委員会を開催し、付託案件の審査及び所管事務について調査を行った。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。
所管事務調査については、現地調査として新庁舎建設工事現場を視察し、総括を行った。
その他で、議会報告会の意見・要望の取り扱いについて協議した。

総務委員会会議録

1 審査事件

- (1) 請願第4号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書
- (2) 議案第100号 平成31年度組織機構改編に伴う関係条例の整備について
- (3) 議案第101号 魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- (4) 議案第102号 魚沼市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- (5) 議案第103号 魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正について
- (6) 議案第104号 魚沼市地域運動広場条例の一部改正について
- (7) 議案第108号 魚沼市同報系防災行政無線デジタル化工事請負契約の締結について

2 調査事件

- (8) 閉会中の所管事務等の調査について
- (9) 所管事務調査について
 - ・ 現地調査
 - ・ 現地調査の総括
- (10) その他
 - ・ 議会報告会の意見・要望の取り扱いについて

3 日 時 平成30年12月11日 午前10時

4 場 所 広神庁舎 301会議室

5 出席委員 大桃 聡、佐藤敏雄、大平栄治、渡辺一美、高野甲子雄、大屋角政、遠藤徳一、(森島守人議長)

6 欠席委員 なし

7 紹介議員 大屋角政

8 説明員 佐藤市長、森山総務課長、富永企画政策課長、渡辺財政課長、桜井北部振興事務所長、武藤管財室長

9 書記 桜井議会事務局長、磯部議会事務局次長

10 経 過

開 会 (10:00)

渡辺委員長　定足数に達しておりますので、ただいまから総務委員会を開会します。本委員会に付託されました議案について審議願います。

(1) 請願第4号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書

渡辺委員長　日程第1、請願第4号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書を議題といたします。最初に、紹介議員であります大屋角政議員に説明を求めます。紹介議員席にお移りください。

大屋議員　この請願につきましては、商工団体の皆様が出した請願であります。この請願趣旨にも書いてあるんですが、そのあたり重要と思われるところを読みますと、10パーセントに引き上げるによりまして、5.6兆円の増税となります。また、権限分がありますが、それを差し引いても4兆6,000億円ということで、1世帯当たり8万円の増税という試算も出ているということでもあります。現在はなかなか地方においては消費不況といったものが長く続いておまして、ここで10パーセントに引き上げるということは、非常にまた経済的にも困難をもたらすものだと思います。また、今回の消費税増税については、8パーセント及び10パーセントの複数税率が導入される予定となっております。この問題については食料品等に、あるいは新聞代、こういったものが8パーセントに据え置かれるということでもありますけれども、そのほかについては全部10パーセントということで複雑な経理事務が必要になってくると。そして、その後に導入される適格請求書、インボイス制度というのがありますが、これは適格に消費税を払っている、あるいは、ああしてらってことをきっちり調べると、わかるようにするというので、地域経済を担う中小業者にとっては非常に負担になる問題でありまして、これは全国商工会議所もこのインボイス制度の導入は反対しております。このような問題点があると同時に、増税されるたびに消費税の滞納額はふえておまして、国税滞納額に占める消費税の割合が10パーセントにすることによってさらに高くなるという懸念もあります。請願事項としては、来年10月の消費税率10パーセントへの引き上げ中止を求める意見書を政府に送付していただきたいということでもあります。中小業者の声として、私のところに届いているのがありますので、少しお読みしたいと思います。「政府が来年10月から消費税10パーセント増税を発表しました。これには大変困惑しております。私の家は2軒で小規模な旅館を細々経営しています。26年前に営業を始めたのですが、そのころは売上3,000万円以上が課税対象でした。それから対象が1,000万円以上になり、課税対象になりました。消費税を支払うのに毎年四苦八苦しています。特に5パーセントから8パーセントになった時は売り上げも落ち込み、また、家族連れが減り、若い人たちも泊まる人が減り、日帰りが多くなりました。家の設備も数年が経てくると次々と壊れ、買い替えあるいは修理が必要になってきます。こんな状況の時10パーセントに増税されたらますます営業が大変になります。お客さんも減ってしまいます。消費税増税は絶対に中止してもらいたいと願うものであります。」というのが届いておりますが、委員の皆さんにおかれましては慎重審議を一つよろしく願いたいと思います。以上です。

渡辺委員長　これから紹介議員に対する質疑を行います。質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで紹介議員に対する質疑を終結いたします。大屋議員は自席にお戻りください。

続いて、本件に関しまして執行部に確認しておきたいことがありましたら、発言を許します。（なし）それでは執行部に対する質疑もないようですので、これで質疑を終結させていただきます。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。（なし）異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定いたしました。これから、請願第4号　国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書を採決します。お諮りします。本件は、採択することにご異議ありませんか。（異議あり）異議がありますので、挙手によって採決します。本件は、採択することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手少数であります。よって、請願第4号は、不採択とすべきものと決定されました。

（2）議案第100号　平成31年度組織機構改編に伴う関係条例の整備について

渡辺委員長　日程第2、議案第100号　平成31年度組織機構改編に伴う関係条例の整備についてを議題といたします。執行部から補足説明はありませんか。

佐藤市長　ございません。

渡辺委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

佐藤委員　機構改革で北部事務所の件なんですけれども、昨年3月の基本計画の改訂時では、「北部振興事務所については、現在一つの課として、市民相談の窓口や各種受付業務等を行っています。特に、少子高齢化に伴う著しい人口減少が予想される北部地域においては、限られた行政資源の中で「人」を効果的に配置し、庁舎再編と合わせて、支所となるよう取り組みます。」このようにありますが、これはすぐということではないと思うんですけど、その辺とこの機構図との関係をご説明いただきたいと思います。

佐藤市長　内容については計画どおりでありますので、基本的な部分は変わっておりません。今現在の設置条例についても、各庁舎はまだ存在が残っておりますので、これからの形になるとは思いますけれども、現状ではしっかりと地域を見守る形で組織をつくっていくということで、現状と変わらないということです。

佐藤委員　今の話はわかりましたが、新しい庁舎ができたときはまた検討しますと、こういうことでしょうか。

佐藤市長　北部事務所は残すことにしていますので、条例上の守門庁舎は残るという形になりますので、それは変更なしという。ほかの庁舎は整理されていきますけれども、守門庁舎は残るという形で考えていただければと思います。

大屋委員　当初ですね、前市長も現市長も守門庁舎については支所とするということ、いろんな場面で言ってきたと思うんですよ。今回の機構改革では現在と同じということで、北部事務所という位置づけなんですけど、この問題、今ちょっと佐藤委員の質疑に対して答弁が曖昧だったんですが、一つは支所にする考えはありますか。

佐藤市長　支所というのをどういうふうに捉えているかということだと思いますけども、ほ

かの自治体においても、その行政事務をしていただくということで考えればですね、支所という名前にこだわる必要はないと思っています。例えば、長岡であれば川口支所という名前をつけておりますし、栃尾支所だとか。また、小千谷市であれば片貝支所という名前がついてますけども、行政事務自体を、権限をそこに持たしてではなくてですね、窓口サービスの充実を図っているという形でありますので、そういった形態は当市においてもしっかりととっていくというようなことで、守門地域の皆さん方にはワンストップでできるようなサービスを提供していくという話をしていますので、それは今でも、今のやり方で十分可能ではあると考えてますので、その名前にこだわることなく充実はさせていくということであります。

大屋委員　一つは、支所と事務所の違いですね。出張所の違いといいますか、事務所の違いがですね、あるんですよ。やはり支所の役割というのは、事務の全般にわたり事務を掌握をする事務所を意味しています。出張所なり事務所となると、住民の便宜のために市役所または町村役場まで出向かなくても済む程度の簡易な事務を処理するために設置すると、いわゆる窓口の延長という概念なんですね。支所と事務所なりは大きく違っているんですが、そこら辺はおわかりになりますか。

佐藤市長　おっしゃるとおり、支所と出張所というのはおのずと権限の事務範囲が若干違うということではありますけれども、これは各自治体においても名前の部分で取り扱っているところも多くあるわけでありまして、先ほど申しあげました長岡市の川口支所については、窓口業務にプラス相談関係くらいでありますし、長岡市の市役所の事務を、全てをそこで開いているというわけではありませぬので、そういったことで名称を使っている部分はあるわけでありまして、実際には基本的にはそういう自治法上にまた定められたものであるとすれば、そういうことも言えるかもしれませんが、それにこだわる必要は、私はないと思っておりますので、ただ市民サービスの低下はさせないということでありまして、そこまでの権限を持たせたいという必要はないと考えてはおります。

大屋委員　これは国のほうで、総務省の自治財政局交付税課というところが出した資料があるんですが、これには支所の役割といったものが基本的には書いてあって、また交付税の算定についても記してあります。一つは合併団体の支所が住民サービスの維持向上だけじゃないんです。コミュニティの維持管理、そして災害対応等に重要な役割を果たしていることに着目しているということ。それと合併により市町村の区域が拡大したことにより増加が見込まれる経費。これは消防、保健、福祉サービスに要する経費等を反映すると。その他では交付税の算定に用いる標準団体の面積を拡大する方向で見直して、これに伴い標準団体の施設数、公民館、消防の出張所等を見直して単位費用に反映させるとして、交付税の算定もやっておりますし、また例としては8,000人程度の支所の場合は2億4,000万円程度を交付するという形になっておりますので、国からも支所ということになりますと予算が来ますので、ぜひともこれは支所にしていただきたいですが、そこらはどうでしょうか。

佐藤市長　今、守門庁舎で事務処理しているのはですね、プラス算定になっておりませぬので、交付税算定のところからは入ってないということでありまして、広域的に処理するという部分であれば、この地域がそれほど広域ではないということでありまして、そのこ

とから含めれば、それだけの影響はないと。本来ならば町村一体となって一つになることが望ましいということではありますけども、距離的な格差だけを見て、高齢化率も含めて出張所あるいは支所的に扱うということでもありますので、そういったことからすれば、総務省の交付税算定のところに申し上げてでも算定外になるという形も考えられますので、そういった取り扱いをさせていただく。

遠藤委員　今の市長の考え方もあろうかと思いますが、子どもや市民に対しての説明は支所機能を持たすということで、財源と権限もある一定の額を持たせた中で、入広瀬を兼ねた北部地区の振興という中で支所機能を持たすという説明をずっとされてきました。総合計画の中でも支所機能ということで進めてきております。それについて住民への説明ですとか議会への説明もないまま、機構改革の提案というのは非常に乱暴すぎると私は思います。その辺についての整合性について、お答えをお願いします。

佐藤市長　今、遠藤委員がおっしゃったとおり、権限の部分あるいは予算の部分を含めて、北部振興のほうでは予算計上しておりますし、その話は私が就任した時から、そういった部分で充実させるということで執行権の部分、地域要望も含めて予算の計上もしっかりとしながら、それが今までなかったということもありますので、してまいりましたので、その辺は変更させない程度、組織の改革をしていくことで、今、考えているところでありまして、その権限的な部分、今、市民説明のほうが若干足りないというのはありますけれども、そのことも含めてこれから説明はさせていただくということでもあります。

遠藤委員　逆に、支所にするといいながら、支所にできなくする場合の理由というのは何なんですか。

佐藤市長　私はあまり支所という、出張所だとか北部振興事務所というのにあまりこだわっていないんですが、ただ、支所という名前を使ったからといって、自治法上どうのこうのということではなくて、機能的に、他の市を見ても名称を使っているところもありますので。ただ、今のところは北部振興事務所という形の組織でありますので、北部事務所という形に短縮して名前、ただ単にしますけども、来年、再来年以降になるときにどういう形にするかというのはまた、守門庁舎を残すということは今決定してありますので、その中でまた名称の変更はありうるだろうとは思っていますけれども、今の段階、北部振興事務所が振興が取れて北部事務所という形にさせていただいたということでもありますので、今、委員さんのおっしゃったことをまるっきりないがしろにしているわけじゃなくて、今、部制施行の中で取り組むということでもあります。内容が変わっているわけではありませんで、ご了解いただきたいと思います。

遠藤委員　名前にこだわらないのであれば、先ほど大屋委員からの話にもありましたように、支所としてしっかりとそこにサテライト基地の拠点だということを、市民に安心感を持たせるためにも、そういった名称というのは、これまでも進めてきたとおりにやるのが筋なのかなという感じがいたしますし、また、積極的な財源の生みだしにつきましても、支所機能という名前があることによって交付税の関係のほうで国と渡れるような引き出しがあるのなら、そちらも積極的な取り組みにすべきだと私は思いますけれども、それについて一点お答え願えればと思います。

佐藤市長　今、交付税算定に用いる支所機能が、広域的な範囲ということが限定されてます

ので、そういったことが可能であるのか確認をさせてもらって進めさせていただきたいと思いをします。

大屋委員　これは市長というよりも総務課長に聞いたほうがいいかもしれませんが、条例上、国のほうの法律上も含めてですが、支所と事務所の違いについては、どういうふうな形になっているか教えていただきたいのですが。

森山総務課長　地方自治法第155条第1項では、必要な地に市町村にあっては支所または出張所を設けることができるという法律となっております。支所の権限、出張所の権限までは謳われておりません。そこの中身的なものについては、先ほど大屋委員の言われた総務省等の見解がそこに当てはまってくるのではないかと解釈をしております。

大屋委員　そういう点では、ここではなかなか判別できないということではありますが、支所の場合は国のほうの交付税が一定程度来るわけですね。事務所の場合は、出張所とかについては来ていますか。

佐藤市長　今、交付税算定の中に入れていません。算定されていないということです。

大屋委員　そうであればやっぱり、先ほど遠藤委員も言われたように、地域のコミュニティとか安心感、そういったものを持たせるという点でも、やっぱり支所を考えていくべきだと考えますが、その点、市長はいかがですか。

佐藤市長　先ほどの遠藤委員の答弁と重なるかもわかりませんが、支所を持ったから交付税算定になるということではありませんので、交付税算定になるかどうかというのは確認させていただくと先ほどお答えさせていただきましたが、確認させていただきますが、名前ということであれば今後の検討課題とさせていただきますし、まだ、北部振興事務所というか、現状が変わっているわけじゃありませんので、北部事務所のほうで取り扱う事務自体が変わっているわけではありませんので、庁舎の位置の問題も含めて条例の改正の願いもしなきゃいけない状況でありますので、その時にあわせて考えさせていただきたいと思いをします。

遠藤委員　若干これまでの方針と違ってきているので、休憩の中で意見交換をしたらどうかと思うんですけど。

渡辺委員長　自由討議でよろしいでしょうか。わかりました。その前に、執行部に対する質疑、ほかにありませんか。

佐藤委員　私が大平市長時代ですけれども、一般質問で北部地域の振興について質問してきますけれども、その時の答弁が支所とします、予算付きますと、こういう明確な答弁があったんですけれども、それについての継続性はいかがでしょうか。

佐藤市長　庁舎再編の計画の中でも、北部振興事務所は、現在の一つの課として、市民相談の窓口や、各種受付業務等を今行っています。特に少子高齢化に伴う著しい人口減少が予想される北部地域においては、限られた行政資源の中で人を効果的に配置し、庁舎再編と合わせて、支所となるように取り組みますということでもとめておりますが、そういった取り組みは今でもしておりませんし、基本的には変わっておりませんので、人の配置も減らすという話じゃありませんし、行政事務をきちっと、その地域のことを見守れる状態はつくっていききたいという現状は変わっておりませんので、そういったことで、今名前を北部振興事務所から北部事務所に短縮で変えたということでもありますので、支所となるよう

に取り組みますと、そういう機能的にしていくということであるのには変わらないということでもあります。ただこれが交付税の算定の基礎となる部分であるかどうかというのは、今後の取り組みになるかと思えますけれども、基本的には変わってないということでもあります。

高野委員 聞いていますと、支所への方向性ということで、今までずっと議会にも、一般質問の答弁でもなっていたと私は理解していますが、今の市長の答弁を聞いていますと、現状と変わらないまま行きますということですので、方向性が全く変わっているように聞こえるんです。したがって支所への方向性については、見直すというかに聞こえるので、支所への方向性はしっかり持っていくのかどうか、そこを確認させてください。

佐藤市長 今ほども申し上げましたように、基本構想、基本計画の中の方向性とはなんも変わっていないということでもあります。ですので、変化させてるということではなくて、内容は今まで3年前よりはるかに充実をさせてきている。権限も持たせている。予算の配置もしっかりとしているということでもありますので、それは変わらないということでもあります。変化していると捉えられると違うのかなと気はいたしますが、先ほど申し上げましたように方向性は変わっていない。あるいは取り組みの現状は変わっていないということです。

渡辺委員長 この後、休憩をとって自由討議とさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。(異議なし) それでは、しばらくの間、休憩とします。

休 憩 (10:30)

休憩中に自由討議

再 開 (10:43)

渡辺委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。質疑はありませんか。

遠藤委員 今回の提案であります、これまで市民にも議会にも、北部振興事務所というのは今後庁舎の一本化に向けた中で、北部振興をきちんと図っていく政策やワンストップでできるサービスも含めてやっていくということで、権限、財源をだんだんと移譲していくんだという話の中で、市民にも説明が行われてきたかと思えます。今回の機構改革によりまして、北部事務所ということで振興の部分も取れましたが、これまでにないサービスとさらなる今後の一本化に向けた財源の配置ですとか、人材の配置ですとか、いろいろなことを含めて地域の振興になることもきちんとやっていくんだということを、ぜひ執行部から約束をいただいて、それとあわせて市民に対しても方向転換の部分を中心に説明をいただけることを確約させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

佐藤市長 支所名、名称のことは別にして、これからの開示も含めて取り組みとして今ほど遠藤委員の言われたように、昨年度から北部地域の振興策についてはワンストップでできるように予算も人員の配置もしてきておりますので、さらに充実できるような仕組みづくりをしていくということで取り組んでいきたいと思っております。

大屋委員　もう一度、31年、32年あたりに機構を変える必要があると言っておりましたが、それまでの間検討した中で、支所化に向けて検討していくと理解していいのでしょうか。

佐藤市長　大屋委員、おっしゃられたとおり、32年度の改正のところでもた出てきますので、そこで皆さん方からご審議いただきたいと思っております。

渡辺委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし)なければ、これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定いたしました。これから議案第100号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。よって、議案第100号　平成31年度組織機構改編に伴う関係条例の整備については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(3) 議案第101号　魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

渡辺委員長　日程第3、議案第101号　魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありませんか。

佐藤市長　ありません。

渡辺委員長　これより質疑を行います。質疑はありませんか。(なし)質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定いたしました。これから議案第101号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(「異議あり」と呼ぶ者あり)異議がありますので、挙手によって採決します。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)挙手多数であります。よって、議案第101号　魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(4) 議案第102号　魚沼市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

渡辺委員長　日程第4、議案第102号　魚沼市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありませんか。

佐藤市長　ありません。

渡辺委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし)質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定いたしました。これから議案第102号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(「異議あり」と呼ぶ者あり)異議がありますので、挙手によって採決します。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)挙手多数であります。よって、議案第102号　魚沼市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(5) 議案第 103 号 魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正について

渡辺委員長 日程第 5、議案第 103 号 魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

佐藤市長 ありません。

渡辺委員長 これから質疑を行います。質疑はありますか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定いたしました。これから議案第 103 号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(「異議あり」と呼ぶ者あり) 異議がありますので、挙手によって採決します。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) 挙手多数であります。よって、議案第 103 号 魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(6) 議案第 104 号 魚沼市地域運動広場条例の一部改正について

渡辺委員長 日程第 6、議案第 104 号 魚沼市地域運動広場条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

佐藤市長 ありません。

渡辺委員長 これから質疑を行います。質疑はありますか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定いたしました。これから議案第 104 号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 104 号 魚沼市地域運動広場条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(7) 議案第 108 号 魚沼市同報系防災行政無線デジタル化工事請負契約の締結について

渡辺委員長 日程第 7、議案第 108 号 魚沼市同報系防災行政無線デジタル化工事請負契約の締結についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

佐藤市長 ありません。

渡辺委員長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

大屋委員 この行政無線のデジタル化なんですけど、これについては耐用年数はどれくらいなんでしょうか。

森山総務課長 防災行政無線自体の電気機器という面で言いますと、おおむね 7 年というところで把握してございます。

大屋委員 年間の管理費、これが全体でどれくらいかかりますでしょうか。

森山総務課長 年間の維持管理経費としましては、修繕以外の部分で、維持の部分において

は委託として 250 万円程度見ております。そのほか、その維持管理の中で修繕が必要となってきた部分については、別途修繕料としてあげるということでございます。

大屋委員 この入札については、以前と同じところが落札ということで、1 件なんですけども、他の企業体、共同体なりが参加しなかったというのは、特殊な工事のために限定されると理解してよろしいでしょうか。

森山総務課長 どうして参入しなかったかというところについては、私どもは承知しておりませんしお答えはできませんが、設計の中において機器については特にメーカー等は指定している部分はありません。特殊なものを除いてはありません。ただ、今ある機能を継続して利用できるものはそれを転用して行うという部分も含まれておりましたので、そういうところを勘案して手を挙げていただいた企業がこういうところだったのではないかと思っております。

渡辺委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) なければ、これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定いたしました。これから議案第 108 号について採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 108 号 魚沼市同報系防災行政無線デジタル化工事請負契約の締結については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(8) 閉会中の所管事務等の調査について

渡辺委員長 日程第 8、閉会中の所管事務等の調査についてを議題といたします。お諮りします。本委員会が、閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長宛て申し出たいと思います。ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務等の調査については、議長宛て申し出を行うことに決定いたしました。

この後の日程は、議事の都合により一部日程を変更して、日程第 10、その他を先にし、午後から日程第 9、所管事務調査、現地調査を行うことにさせていただきたいと思っております。ご異議ありませんか。(異議なし) そのように決定いたしました。なお、執行部から発言等がなければ、午後からの現地調査の説明員は財政課職員のみとし、ほかの執行部職員は退席願うこととしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(異議なし) それでは、執行部のほうから協議、報告事項はありますか。

佐藤市長 ありません。

渡辺委員長 議員の皆様から執行部に対し何かありませんか。

佐藤委員 新ごみ処理施設の関係なんですけれども、地元から疑義が出ているとお聞きしたんですけれども、その後の情勢について進展がありましたらお聞かせください。

佐藤市長 きょう環境課長がおられませんし、所管も違うのでよくわかりません。

渡辺委員長 市長のほうで、今現在、ご報告できるところがありますか。

佐藤市長 ありません。今、地域に南魚沼市長が出向しているところであります。その結果を見ないと何とも言えないし、わかりません。まだ三者会議も終わっておりま

せんので、状況を報告といっても担当レベルの話になると思います。

渡辺委員長　それでは、ほかに皆さんのほうからありませんか。(なし) それでは、ここで執行部からは一旦退席いただきます。財政課の職員の皆さんは、午後1時に広神庁舎にご参集ください。しばらくの間、休憩とします。(執行部退席)

休　　憩 (10:57)

再　　開 (11:10)

渡辺委員長　休憩を解き、会議を再開します。

(10) その他

渡辺委員長　日程第10、その他を議題といたします。まず、議会報告会の意見・要望の取り扱いについてを議題といたします。これより、議会報告会の意見・要望の取り扱いについて協議願います。11月22日開催の全員協議会で各議員へ資料が配布されております。当委員会への意見・要望については、配布済みの平成30年第2回議会報告会、意見・要望取り扱い区分のとおりであります。該当はナンバー10からナンバー32までの23項目であります。事前に私と事務局で検討を加え、取り扱いの区分の案、A、B、Cを記入済みです。これから、このことについて検討願います。しばらくの間休憩とし、委員間の自由討議により取り扱いを協議したいと思いますが、ご異議ありませんか。(異議なし) それでは、これよりしばらくの間、休憩とし、自由討議といたします。

休　　憩 (11:11)

休憩中に自由討議

再　　開 (11:23)

渡辺委員長　休憩を解き、会議を再開します。休憩中に協議いただきましたが、10番がC、11番がB、12番がA、13番がC、14番がA、15番がA、16番がA、17番がA、18番がA、19番がA、20番がA、21番がA、22番がA、23番がC、24番がC、25番がC、26番がC、27番がA、28番がB、29番がB、30番がC、31番がC、32番がBとさせていただきますが、よろしいでしょうか。(異議なし) それでは、23項目の取り扱いにつきまして、当委員会の重要な審査事項でありますので、特にAとされた項目は、委員会としてこれらの意見等を踏まえ、スケジュール等を考慮しながら、今後も引き続き慎重に審査していくこととしてまとめさせていただきたいと思っております。ご異議ありませんか。(異議なし) そのように決定させていただきました。本件については以上といたします。

しばらくの間、休憩とします。再開は午後1時といたします。

休 憩 (11 : 24)

再 開 (13 : 00)

渡辺委員長 休憩を解き、会議を再開します。

(9) 所管事務等の調査について

・ 現地調査

渡辺委員長 日程第9、所管事務調査についてを議題とします。現地調査についてを議題といたします。本日は、お手元に配布した行程表のとおり新庁舎建設の現況と進捗について現地調査を行います。それでは、これより現地視察させていただきますが、現地に出向くにあたり執行部より何か説明はありませんか。

渡辺財政課長 本日は、所管事務調査ということで新庁舎の建設工事現場を視察いただくということであります。資料のほうはお手元に配布のとおりです。それぞれの資料の説明につきましては、この後、現場事務所におきまして、視察資料につきましては総括監督員であります武藤室長、工程表につきましては現場代理人でありますJVの覚張氏から説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

渡辺委員長 それでは、これよりしばらくの間、休憩といたします。

休 憩 (13 : 01)

休憩中に現地調査

再 開 (14 : 10)

・ 現地調査の総括

渡辺委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。現地調査の総括を議題といたします。現地調査をして質疑等がありましたら、先に質疑を受けたいと思います。質疑等がありますか。

大平委員 工程表をもらっても、あまりわからないけれど、工程はこのとおりに大体進んでいますか。

武藤管財室長 今のところ20日くらい遅れているということでございます。

高野委員 世間では建設作業員が不足気味だということなんですが、そういう心配みたいなのは庁舎の関係ではないですか。

武藤管財室長 ごくワーカーが多くなるのは来年になりますが、今のところ鉄筋工がいっぱい入ってしまっていて、今のところは足りています。ただ、来年も当然のことながらワーカー

の確保に努めていく所存でございます。

大平委員 消雪パイプの問題なんですが、水は今、調査してありますか。どれだけ出るか。ほかのところに迷惑かけないようにというけれども、それらはちゃんと調査してありますか。

武藤管財室長 道路の消雪パイプ、それから庁舎で使う地下水につきましても調査をいたしております。

渡辺委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) なければ、皆さん方から総括をしていただければと思いますので、意見、総括を順次発言願います。

大桃委員 進捗率で 7.2 パーセントということで、予定が 9.35 パーセントなので、2 パーセント。請負なら 400 万円に達しないくらいだから大したことないし、20 日遅れているという話なんだけど、年末までやれば何とかなるのかなど。ことしやる分については。そこが終わればそれで解消になるのかなどという気がするんで、事故のないようにやっていただければと思います。

大平委員 ありません。

高野委員 皆さん頑張ってもらっているということで、無事故でやっていただければと思います。

大屋委員 大桃委員が言ったように、20 日程度の遅れについては、今後その遅れを取り戻すということも言うておりましたので大丈夫だと思いますが、けがのないように、事故のないように進めていただければと思います。

遠藤委員 施設の特徴というところにも書いてあります。今後、地元産材の活用といったことで予算の変動等もあろうかと思えますけれども、市民の声を十分反映して、雪に対する心配も市民の声の中にならばっかりじゃなくて、なかなか屋上の雪の解かし方については異論もあるようでございますけれども、専門家の皆さんがついておられる工事だと思いますので、その辺しっかり工事管理をしていただいて、最後までけがのないよう、安心、安全に進めていただけたらいいと思います。

佐藤委員 32 年 3 月末工期ということで、非常に立て込んでいますけれども、事故のないように順調にお願いしたいと思います。

渡辺委員長 皆さんからご意見をいただきました。先ほどの調査の中で多少の増額になる可能性があるということで、市長決裁の部分であればそのままということですが、仮に議会の議決が必要なようになりましたら、できるだけ早めに言うていただければと、この委員会のほうに報告いただければと思います。ほかに皆さんのほうからなければ、この件につきましては、今後も引き続き調査することとして、本日はここまでとさせていただきます。ご異議ありませんか。(異議なし) そのほかに皆さんのほうから、ご意見、協議事項等はありませんか。(なし) なければ、本日の会議録の作成については委員長に一任願います。本日の総務委員会は、これで閉会します。

閉 会 (14 : 15)